

## 低入札価格調査の失格となる判断基準（測量・建設コンサルタント等業務版）

### 【建設コンサルタント業務】

#### I. 形式審査

##### 1. 低入札価格調査資料について

- ①低入札価格調査資料（添付資料含む）が、全て整っていない。

《注意事項》

資料受付時に資料の確認を行わないので、欠落が無いよう十分確認すること。

#### II. 詳細調査

##### 1. 調査の協力について

- ①ヒアリングに応じない。  
②調査時に、不誠実な言動がある。  
（回答済みの内容が変更される場合も含む。）

##### 2. 設計数量について

- ①設計図書、仕様書で定める数量を満足していない。

##### 3. 積算内容について

- ①入札価格の内訳書と入札価格が一致していない。  
②入札価格の内訳書と明細書が一致していない。  
③金額が一括計上されているため、内容が確認できない。  
④積算内訳が正しく記載されていない。  
イ. 委託費内訳書及び入札価格の内訳書の合計額が一致していない。  
ロ. 総合評価落札方式（技術提案型）の場合、その内容が内訳書に正しく反映されていない。  
⑤一般管理費等について、「調査内容」で規定している内容を満たしていない。  
⑥自社技術者の雇用関係が確認できない。  
⑦算出方法についての的確に説明できない。

##### 4. 法令違反と認められる。

##### 5. 第三者照査について

- ①第三者による照査等を実施する者の確約書が提出できない。  
②確約書を提出した第三者による照査等を実施する者が、大阪府都市整備部低入札価格調査制度実施要領（測量・建設コンサルタント版）第11の要件を満たしていない。

##### 6. その他

- ①「低入札価格調査の調査内容」で規定している条件を満足していない。または、確認できない。